（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～七　（略） 八　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。） 九　前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生 2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次に掲げる者とする。 一～六　（略） 七　前項第八号及び第九号に規定する教育施設における夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に在学する者 3　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 （削る） 一～二十七　（略） 二十八　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。） 二十九～三十四　（略）	（法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～七　（略） （新設） 八　前号に規定する専修学校に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生 2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次に掲げる者とする。 一～六　（略） 七　前項第八号の専修学校に準ずる教育施設における夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に在学する者 3　第一項第八号の「専修学校に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程に限る。） 二～二十八　（略） 二十九　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第六号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第六号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。） 三十～三十五　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者） **第九条の六**　法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～七　（略） 八　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。） 九　前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生 2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次の各号に掲げる者とする。 一～六　（略） 七　前項第八号及び第九号に規定する教育施設における夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に在学する者 3　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 （削る）	（法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者） **第九条の六**　法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～七　（略） （新設） 八　前号に規定する専修学校に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生 2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次の各号に掲げる者とする。 一～六　（略） 七　前項第八号の専修学校に準ずる教育施設における夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に在学する者 3　第一項第八号に規定する「専修学校に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程に限る。）